

海技免状(大型)の更新

更新手続は有効期間満了日の1年前からできますが、6月前より手前に更新した場合は次回の有効期間満了日が更新日から5年間となり、6月前以降に更新した場合は有効期間満了日より5年間となります。

免許は終身有効ですが、更新を受けずに有効期間が満了したときは、海技免状が失効し船舶職員として乗り組むことができません。

有効期間を過ぎてしまった場合は、更新手続ではなく失効再交付の手続きを行って下さい。

更新手続をされる方は、最寄りの運輸局等に次の書類等を提出して下さい。

○申請に必要な書類

1. 海技免状更新申請書(第6号様式)

※運輸局等の窓口で配布しています。

2. 海技免状用写真票(1枚)

※写真を貼り付け。海技免状用と身体検査証明書用で各1枚使用するため合計2枚必要。

サイズ縦3cm×横3cm。申請日前6カ月以内に撮影した顔正面、無帽、無背景のもの

3. 海技士身体検査証明書(第7号様式)

申請日前3ヶ月以内に船員法の指定医が発行したもの

写真を貼り、船員法指定医の割印があるもの

4. 更新講習修了証明書又は乗船履歴を証明する書類

更新講習修了証明書は申請日前3ヶ月以内に更新講習機関が発行したもの

乗船履歴を証明する書類は船員手帳等

※船員手帳受有者で一括届出の場合は、船員手帳に加え船舶所有者による乗船履歴証明書

5. 海技免状

新しい海技免状と引き替えになります。紛失等により提出できない場合は身分証明書(運転免許証など)及び滅失てん末書が必要となります。

6. 納付書(第26号様式)

収入印紙1,700円分を貼り付けたもの。

7. 無線従事者免許証

海技士(航海)の方で、無線資格の確認を希望する場合は、電波法に基づく無線従事者免許証が必要です。

海技士(通信・電子通信)の方は、電波法に基づく無線従事者免許証の他に、船舶局無線従事者証明が必要となります。

[注意事項]

○更新申請と同時に氏名の変更(訂正)等を行われる方は、別途訂正申請と手数料1,000円が必要です。併せて次の書類を提出して下さい。

・氏名の訂正: 住民票、戸籍抄本等

・本籍の都道府県名の訂正: 本籍の記載のある住民票、戸籍抄本等

○更新申請と同時に履歴限定解除を行われる方は、別途履歴限定解除申請と手数料1,300円が必要です。併せて乗船履歴を確認できる書類を提出して下さい。

○海技免状を紛失等のために提出できない場合は、次の書類を提出して下さい。

・本人であることが確認できる書類(運転免許証、船員手帳、パスポート等)

・滅失等の事実を証明するに足りる書面(滅失顛末書、警察署への遺失物届出書等)

○小型船舶操縦免許証と海技免状(大型)同時に更新の方で、小型は更新講習、大型は乗船履歴で更新するときは、身体検査証明書は、小型船舶操縦士身体検査証明書ではなく、海技士身体検査証明書が必要ですのでご注意ください。

○更新講習を受けられる方は講習料金が別途必要になります。講習実施機関へお支払いください。